「削除すること」には、「当該一部の記述等」又は「当該個人識別符号」を「復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む」とされている。「復元することのできる規則性を有しない方法」とは置き換えた記述から、置き換える前の特定の個人を識別することとなる記述等又は個人識別符号の内容を復元することができない方法である。

法において「特定の個人を識別することができる」とは、情報単体又は複数の情報を組み合わせて保存されているものから社会通念上そのように判断できるものをいい、一般人の判断力又は理解力をもって生存する具体的な人物と情報の間に同一性を認めるに至ることができるかどうかによるものである。非識別加工情報に求められる「特定の個人を識別することができない」という要件は、匿名加工情報と同様、あらゆる手法によって特定することができないよう技術的側面から全ての可能性を排除することまでを求めるものではなく、少なくとも、一般人及び一般的な事業者の能力、手法等を基準として当該情報を行政機関又は行政機関非識別加工情報取扱事業者が通常の方法により特定できないような状態にすることを求めるものである。

なお、法は、個人情報保護法とは異なり、照合禁止義務（個人情報保護法第36条第５項）を定めていないことから、非識別加工情報は、その作成に用いた個人情報の全部又は一部を含む個人情報との照合によって特定の個人を識別し得ることとなり、法第２条第２項第１号の「個人情報」に該当し得る。このとき、非識別加工情報が、一般に他の情報との照合により特定の個人を識別することができるとの誤解が生じないよう、「特定の個人を識別することができない」について、その記述等自体によって特定の個人を識別できないことはもちろん、他の情報（法第２条第８項で規定する個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報を除く。）との照合によって特定の個人を識別できないように加工したものであることを明らかにしている。

また、「当該個人情報を復元することができないようにしたもの」とは、通常の方法では、非識別加工情報から非識別加工情報の作成の元となった個人情報に含まれていた特定の個人を識別することとなる記述等又は個人識別符号の内容を特定すること等により、非識別加工情報を個人情報に戻すことができない状態にすることをいう。

「当該個人情報を復元することができないようにしたもの」という要件は、あらゆる手法によって復元することができないよう技術的側面から全ての可能性を排除することまでを求めるものではなく、少なくとも、一般人及び一般的な事業者の能力、手法等を基準として当該情報を行政機関又は行政機関非識別加工情報取扱事業者が通常の方法により復元できないような状態にすることを求めるものである。

２－２　行政機関非識別加工情報（法第２条第９項関係）

法第２条（第９項）

９　この法律において「行政機関非識別加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第５条に規定する不開示情報（同条第１号に掲げる情報を除く。以下この項において同じ。）が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる非識別加工情報をいう。

⑴　第11条第２項各号のいずれかに該当するもの又は同条第３項の規定により同条第１項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

⑵　行政機関情報公開法第３条に規定する行政機関の長に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書の同条の規定による開示の請求があったとしたならば、当該行政機関の長が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ　当該行政文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ　行政機関情報公開法第13条第１項又は第２項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

⑶　行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第44条の10第１項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。

「行政機関非識別加工情報」とは、次の⑴から⑶までのいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部を加工して得られる非識別加工情報をいう。なお、行政機関非識別加工情報は、個人の権利利益の保護に支障がない範囲で保有個人情報を加工するものであるところ、保有個人情報に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）第５条第１号以外の不開示情報が含まれる場合、これを加工して提供することは、個人の権利利益以外の保護法益を害するおそれがあるため、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除外している。

⑴　第11条第２項各号のいずれかに該当するもの又は同条第３項の規定により同条第１項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと（第１号）

これは、行政機関非識別加工情報は個人の権利利益の保護に支障が生じない範囲で提供することから、個人情報ファイル簿（法第11条第１項）に掲載される保有個人情報であることを要件としているものである。したがって、国の重大な利益に関する事項を記録するものや犯罪捜査・犯則事件の調査等のために作成・取得するもの等は加工対象とならない。

⑵　行政機関情報公開法第３条に規定する行政機関の長に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書の同条の規定による開示の請求があったとしたならば、当該行政機関の長が次のいずれかを行うこととなるものであること（第２号）

イ　行政文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすることとなる個人情報ファイル

行政機関情報公開法第３条に基づく開示請求があった場合に、保有個人情報の一部開示すらできないものは、個人の権利利益の保護に支障が生じない範囲で行政機関非識別加工情報を作成することが困難であることから、開示請求があったとしたならば、保有個人情報の全部又は一部を開示する旨を決定するものであることとする。

ロ　行政機関情報公開法第13条第１項又は第２項の規定により意見書の提出の機会を与えることとなる場合は、次のいずれかに該当する個人情報ファイル

・　保有個人情報の一部又は全部を開示する旨の決定をするに当たって、開示請求者以外の第三者に関する情報が記録されている場合、当該第三者に意見書提出の機会を与える必要があると行政機関の長が認めることとなる個人情報ファイルであること（行政機関情報公開法第13条第１項）

・　保有個人情報の一部又は全部を開示する旨の決定に先立って、開示請求者以外の第三者に関する情報が記録されている場合、開示することが人の生命、健康、生活又は財産の保護その他公益上特に必要が認められる個人情報ファイルであること（同条第２項）

⑶　行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第44条の10第１項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであること

行政の適正かつ円滑な運営に支障がない範囲内で、加工基準に従い個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであることとするものである。